

いじめ防止委員会

22条

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・人権教育推進教員・学年主任・進路指導主任・特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター・養護教諭 等
※必要に応じてスクールカウンセラー（臨床心理士）等の外部専門家の参加を願う。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策をおこなう。

組織対応の流れ

